

吉野川市発注工事における社会保険等未加入対策について

平成29年3月27日

建設業界での社会保険未加入の問題は、建設産業で働く方の就労環境を悪化させるとともに、若年入職者が減少する一因となっています。また、適正に加入している企業がコスト高となり競争上不利になるという矛盾も生じています。

社会保険等の未加入対策としては、既に建設業許可、経営事項審査時において加入指導がされておりますが、今般、発注者として吉野川市公共工事標準請負契約約款を改正し、次の施策を実施することとしました。

【実施内容】

本市が発注する工事において、受注者が社会保険等未加入業者（※）と一次下請契約を締結することを禁止するとともに違反者にはペナルティを実施します。

(1)対象工事

平成29年6月1日以降に請負契約を締結する本市発注工事のうち、下請契約総額4,000万円（建築一式は6,000万円）以上の工事。

(2)違反の対象となる契約

元請業者が、建設業許可を有する社会保険等未加入業者と締結した一次下請契約。

(3)違反者に対するペナルティ

①元請業者への制裁金の請求

社会保険等未加入業者と締結した下請契約金額の10分の1に相当する額を請求します。

②元請業者に対する指名停止措置

1月以上4月以内の範囲内で情状に応じて指名停止措置を実施します。

③元請業者の工事成績評定の減点

指名停止措置にともない工事成績評定の減点を行います。

(4)建設業許可部局への通報

社会保険等未加入の一次下請業者について、当該建設業許可権者に通報します。

※社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことをいう。また、個人事業所で加入義務がない場合や法人事業所で厚生労働大臣等の承認を受けた等により適用除外となった場合は、対象から除きます。